

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第19条	許可の取消し等	生活衛生課

- 1 法第19条に基づき、施設の整備改善を命じる場合の審査基準は次のとおり。
公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると保健所長が認めること。
- 2 法第19条に基づき、施設の全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じる場合の審査基準は次のとおり。
公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると保健所長が認めること。
- 3 使用の制限若しくは禁止を命じる場合の処分期間は、次のとおりとする。
改善するために要する相当期間。
- 3 法第19条に基づき、法第10条の規定による許可を取り消す場合の審査基準は次のとおり。
前記1又は2の処分による改善が見込まれず、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。